

第16回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年3月28日(月) 午後4時から午後5時

2 開催場所 出雲崎町役場 議員控室

3 出席委員(7人)

会長	2番	内藤 仁
会長職務代理者	4番	山田久男
委員	3番	安達義男
	5番	森山一郎
	6番	加藤修三
	7番	佐藤敏夫
	8番	南波博直

4 欠席委員(1人)

1番 遠藤文男

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第7 報告第2号 農用地利用配分計画案について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 田口 誠

主事 山崎 健太

7 会議の概要

事務局長 ただいまから第16回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 出席委員は8名中7名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。1番 遠藤委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

議 長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、5番 森山委員、6番 加藤委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の山崎主事を指名いたします。

議 長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

【出席した内容について口頭で報告】

- ・ 3月12日
平成28年度JA越後さんとう生産者大会「ほたる舞う郷土づくり運動」
品質向上決起集会

- ・ 3月24日
第119回定例総会

以上で、諸般の報告を終わらせていただきます。

議 長 それでは、議事に入ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。

事務局 それでは、報告第1号について説明いたします。議案書1ページをご覧ください。1件の通知がございました。

【議案書にもとづいて通知内容を説明】

この解約については、円滑化団体である農協が間に入っている内容です。

この度、借受人の方が傷病を理由に規模を縮小したいとのことで、お互い合意のもと解約となりました。次の耕作者につきましては、この後の議案第3号にも上程されますが、貸出人と同集落内の方が、円滑化団体を通じて耕作をされるとのことです。

また、貸出人の農業者年金の経営移譲年金や平成25年度に借受人が受給した国の補助金である規模拡大加算につきまして、新たな耕作者に繋がれば問題ないことを確認しております。

説明は以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、説明いたします。議案書3ページをご覧ください。

【議案書に基づいて、許可申請内容を説明】

農業者年金受給の関係による使用貸借権の再設定でございます。
説明は、以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号について原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、説明いたします。議案書6ページをご覧ください。所有者が2人いるため番号1、2と議案書では分かれておりますが、同一の内容ですので、全体では1件の申請となります。

【議案書にもとづいて申請内容を説明】

この内容につきましては、町の定住事業として永住のため住宅を建てること

ができるような7区画分の宅地造成とその宅地内の道路を建設するという内容の計画で許可申請がございました。

申請地につきましては、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ500m以内に出雲崎駅及び医療施設が存することから第3種農地と判断し、許可相当ではないかと思われます。

説明は以上です。

議 長 ただいまの説明に関連して担当地区委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

8 番 3月16日に事務局と一緒に現地調査をした結果、申請地は位置図のとおり4面が国道、町道、河川、資材置場に囲まれており、独立した田であることか周辺農地に与える影響はなく許可相当ではないかと思われます。

議 長 ただいま議案第2号につきまして事務局及び担当地区委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

5 番 宅地造成事業の完了は何時頃ですか。

事 務 局 平成28年12月31日までの事業計画になっております。

議 長 ほかにご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について。許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第3号について説明いたします。議案書9ページをご覧ください。出雲崎町長より27件の農用地利用集積計画の決定を求められています。

【議案書にもとづいて農用地利用集積計画を説明】

以上、利用権の新規設定が全体で10件あり、相対である農業委員会のみを通したのが5件、22,964.30㎡であり、続いて円滑化団体である農協を通したのが4件、12,776.09㎡であり、農協職員が仲介に入っていたことからこの形となっており、中間管理事業の検討もしていただきましたが、円滑化団体でお願いしたいとのことでした。残り1件は、中間管理機構へ貸付けるもので面積は、568㎡です。再設定が17件で83、874.72㎡となっております。

計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

説明は以上です。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第3号について決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員から挙手していただきましたので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、報告第2号 農用地利用配分計画案について事務局より説明願います。

事務局 報告第2号について説明いたします。議案書45ページをご覧ください。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画案を説明】

農用地利用配分計画につきましては新潟県が公告し、決定することとなっております。

特に農業委員会での議決事項ではございませんが、中間管理事業を利用した出し手の農地が誰に渡るのかを出雲崎町再生協議会で作成した農用地利用配分計画案を農業委員会では意見を付せることとなっており、委員の皆さんに把握してもらうためこの場で報告し、総会後農用地利用計画案として新潟県中間管理機構である新潟県農林公社へ提出し、新潟県中間管理機構から新潟県へ提出されます。

説明は以上です。

